

行政機関による法令適用事前確認手続の 実施状況調査の結果（平成 20 年度）

第 1 調査の趣旨等

1 調査の趣旨

「行政機関による法令適用事前確認手続」は、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表するものである。

この手続については、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成 13 年 3 月 27 日閣議決定、平成 16 年 3 月 19 日改正、平成 19 年 6 月 22 日改正。資料 1）において、その指針（以下「閣議決定指針」という。）を定めている。

本調査は、閣議決定指針において、「本手続が適切に実施されるよう、総務省は各府省における実施状況をフォローアップし、公表する」こととされていることを踏まえ、実施したものである。

2 調査事項

- (1) 法令適用事前確認手続による照会・回答内容の公表状況
- (2) 細則、対象法令の見直し状況
- (3) 手続に係る国民・事業者への周知等の実施状況

第2 調査結果

1 法令適用事前確認手続による照会・回答内容の公表状況

(照会・回答件数)

各省庁等が法令適用事前確認手続の対象として民間企業等から照会があったものに対して回答を行い、平成20年度中にその公表を行った案件は、表1のとおり、5省庁等で計17件(19年度調査結果比3件減)となっている(各照会・回答内容等の詳細については資料2参照)。

表1 照会・回答件数

省 庁 等 名	照会・回答件数	関係法令名 ※ () 内は件数
公正取引委員会	1	不当景品類及び不当表示防止法(1)
金 融 庁	5	金融商品取引法(2)、貸金業法(1)、前払式証票の規制等に関する法律(1)、銀行法(1)
厚 生 労 働 省	1	美容師法(1)
経 済 産 業 省	3	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(3)
国 土 交 通 省	7	宅地建物取引業法(2)、建設業法(4)、航空法(1)

(注) これらのほかに、照会書が提出されたものの、回答を受ける前に照会者が取り下げた案件が金融庁及び国土交通省において6件ある。

(照会から回答までの期間)

閣議決定指針においては、「各府省は、原則として、照会者からの照会書が照会窓口に到達してから30日以内(具体的な回答期間は、各府省が細則で定める。)に、照会者に対する回答を行うものとする。」とされている。上記17件について、照会から回答までの期間(補正に要した日数を除く。)をみると、表2のとおり16件(94.1%)が30日以内となっており、残りの1件は、所管でない法令にも関連した照会であったため、内部検討に相当の時間を要した、として、回答期間を延長している。

(回答から公表までの期間)

照会及び回答内容の公表時期については、同指針により「照会及び回答内容は、原則として回答を行ってから30日以内に公表するものとする。ただし、照会者が公表の延期を希望した場合は、30日を超えてから公表することができる(具体的な延期期間は照会者の求めを踏まえて各府省が定める。)」とさ

れている。上記 17 件について、回答から公表までの期間をみると、表 2 のとおり、15 件（88.2%）が 30 日以内となっており、残りの 2 件は、照会者からの要請を受け、公表を延期している。

表 2 照会から回答までの期間及び回答から公表までの期間

区分	30 日以内	31 日以上
照会から回答まで	16 (94.1%)	1 (5.9%)
回答から公表まで	15 (88.2%)	2 (11.8%)

（注 1）いずれの期間も補正に要した日数を含まない。

（注 2）詳細は別表参照。

2 細則、対象法令の見直し状況

閣議決定指針により、各府省は、法令適用事前確認手続の具体的実施方法等について細則を定めるとともに、同手続の対象法令（条項）を確定・公表することとされており、平成 20 年度末現在、13 省庁等（公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）がそれぞれ細則を定めている。

各省庁等では、所管法令の制定、改廃等を踏まえ、対象法令及び条項の見直しが必要なものについては、追加・削除等の措置を行っている。平成 20 年度には、金融庁、財務省、文部科学省及び厚生労働省において、対象法令及び条項の見直しが行われた。

（注）内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁及び防衛省は、対象とすべき所管法令がないとして、手続を導入していない。

3 手続に係る国民・事業者への周知の実施状況等

手続を導入しているすべての省庁等が、ホームページでの周知を実施している。そのほか、事業者向けのガイドライン等に細則の内容を記載することにより周知している例がみられた。

また、照会者の利便向上に係る措置として、照会内容が複数の担当課室に係る案件や担当課が不明な場合は、窓口課において一括して受け付けることとしている例、電子メールによる照会を可能としている例、などがみられた。

別表 照会、回答及びその公表状況

案件番号	府省名	照会・回答に関わる法令名	照会年月日	回答年月日	(A) 照会から回答までの日数(補正に要した日数を除く)	補正日数	(A)が30日を超えた理由	公表年月日	(B) 回答から公表までの日数	(B)が30日を超えた理由
1	公正取引委員会	不当景品類及び不当表示防止法	H20.3.27	H20.5.27	29	32	—	H20.10.1	127	申出者より回答の公表時期延期の希望があり、その理由について検討したところ妥当であったため、これを認めた。
2	金融庁	金融商品取引法	H20.6.6	H20.6.19	13	0	—	H20.6.20	1	—
3		貸金業法	H20.5.29	H20.6.26	28	0	—	H20.7.1	5	—
4		前払式証券の規制等に関する法律	H20.7.14	H20.10.3	81	0	所管でない法令にも関連した照会であったため、内部検討に相当の時間を要したため	H20.10.3	0	—
5		金融商品取引法	H20.12.15	H20.12.25	10	0	—	H20.12.25	0	—
6		銀行法	H20.6.11	H20.6.30	19	0	—	H21.2.2	217	先行者利益が害されるおそれがあるとの申出を受け、システムの作成及び試験に必要な期間について公表を延期したもの
7		厚生労働省	美容師法	H20.9.8	H20.10.27	25	24	—	H20.11.14	18
8	経済産業省	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	H20.7.17	H20.7.25	8	0	—	H20.7.28	3	—
9		核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	H20.11.14	H20.11.20	6	0	—	H20.12.11	21	—
10		核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	H21.3.6	H21.3.23	17	0	—	H21.3.25	2	—
11	国土交通省	宅地建物取引業法	H20.6.17	H20.7.15	28	0	—	H20.7.16	1	—
12		建設業法	H20.8.25	H20.9.22	28	0	—	H20.9.22	0	—
13		建設業法	H20.8.25	H20.9.22	28	0	—	H20.9.22	0	—
14		建設業法	H20.8.25	H20.9.22	28	0	—	H20.9.22	0	—
15		宅地建物取引業法	H20.9.24	H20.10.22	28	0	—	H20.10.23	1	—
16		航空法	H20.12.11	H21.1.9	29	0	—	H21.1.9	0	—
17		建設業法	H21.2.27	H21.3.27	28	0	—	H21.3.27	0	—

資 料

○ 資料1 「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(閣議決定)	1
○ 資料2 法令適用事前確認手続 照会・回答事例	
公正取引委員会.....	4
金 融 庁.....	5
厚生労働省.....	10
経済産業省.....	11
国土交通省.....	14

行政機関による法令適用事前確認手続の導入について

平成 13 年 3 月 27 日閣議決定
 平成 16 年 3 月 19 日閣議決定改正
 平成 19 年 6 月 22 日閣議決定改正

経済構造の変革と創造のための行動計画（第 3 回フォローアップ）（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）において、「IT 革命の到来等の中で、民間企業の事業活動が迅速かつ公平に行われることを視野に入れて、行政処分を行う行政機関がその行政処分に関する法令解釈を迅速に明確化する手続を、我が国の法令体系に適合した形で導入を図ることとし、その検討に着手するとともに、一定の分野において平成 13 年度（2001 年度）から実施する。」こととされたことを踏まえ、平成 13 年度から、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表することとする。また、このことは「e-Japan 戦略」（平成 13 年 1 月 22 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）において、「既存ルールの解釈の明確化（ノーアクションレターの導入）」を行うこととされている趣旨にも沿うものである。

このため、上記の分野に関し、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続の指針を下記のとおり定める。

なお、具体的実施方法等については、本指針の範囲内で、各府省（その外局を含む。以下同じ。）において「細則」を定め、これを公表するものとする。

記

1 対象

(1) 対象法令の分野

本指針は、民間企業等の事業活動に係る法令を対象とするが、各府省の判断により、その他の分野に係る法令を対象とすることを妨げるものではない。

(2) 対象法令（条項）の範囲

本指針の対象は、上記(1)に掲げる法令の条項のうち、次のいずれかに該当するものであって、民間企業等の事業活動に係るものとする。ただし、地方公共団体が処理する事務（法定受託事務及び自治事務）に係るものは対象としない。

- ① 当該条項が申請（行政手続法（平成 5 年 11 月 12 日法律第 88 号）第 2 条第 3 号にいう申請をいう。）に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合

- ② 当該条項が不利益処分（行政手続法第2条第4号に定める不利益処分をいう。）の根拠を定めるものである場合
 - ③ 当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限するものであって、本手続の趣旨にかんがみて対象とすべきものと判断される場合
- (3) 対象法令（条項）の確定・公表
各府省は、当該府省において本指針に基づき対象とする条項を確定し、公表するものとする。

2 照 会

各府省は、次に掲げる要件を備えた民間企業等（以下「照会者」という。）からの照会を細則で定める照会窓口において受け付けるものとする。

- ① 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実を書面（電子的方法を含む。）により示すこと。
- ② 上記1(3)に基づき、各府省が確定、公表した条項のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項を特定すること。
- ③ 照会及び回答内容が公表されることに同意していること。

なお、各府省は、上記②において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠を明示することや、照会対象法令（条項）の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合に照会者名の公表の同意があること等の要件を合理的かつ必要な範囲内で細則において付加することができる。

3 回 答

(1) 回答期間

各府省は、原則として、照会者からの照会書が照会窓口到達してから30日以内（具体的回答期間は、各府省が細則で定める。）に、照会者に対する回答を行うものとする。ただし、各府省は、慎重な判断を要する場合、担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じる場合等合理的な理由がある場合には、30日を超える回答期間を細則で定めることができる。

設定された回答期間内に回答を行うことができない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知しなければならない。

(2) 回答の方式

照会に対する回答は、書面（電子的方法を含む。）により行う（ただし、照会者が口頭で回答することに同意する場合には、この限りではない。）。

回答書においては、「本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではない」旨明示する。

(3) 回答を行わない事案

各府省は、照会者からの照会に対し回答を行うことができない場合又は

回答を行うことが適当でない場合については、回答を行わないことができる。

回答を行わない事案については、その要件等を細則であらかじめ定めておかなければならない。

照会に対し回答を行わない場合は、照会者に対し、その理由を通知しなければならない。

4 照会及び回答内容の公表

(1) 公表内容

照会及び回答内容は、原則として、これをそのまま公表するものとする。

また、照会者の同意がある場合は照会者名を公表することができる。

ただし、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に定める不開示事由に該当している情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。

(2) 公表時期

照会及び回答内容は、原則として回答を行ってから 30 日以内に公表するものとする。ただし、照会者が公表の延期を希望した場合は、30 日を超えてから公表することができる（具体的な延期期間は照会者の求めを踏まえて各府省が定める。）。

5 導入時期

各府省は、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野については、導入についての検討を早急に進め、平成 13 年度中の可能な限り早期に実施するものとする。

6 フォローアップ及び見直し

本手続が適切に実施されるよう、総務省は、各府省における実施状況をフォローアップし、公表する。

また、上記フォローアップ結果等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

7 関連情報の提供等

本手続の趣旨・目的に照らし、各府省は、所管法令のコンメンタールの充実等法令適用に関連する諸情報の提供や審査基準・処分基準の公表に積極的に努めるものとする。

(府省名：公正取引員会)

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

釣糸の原産国表示について

1 照会年月日

平成 20 年 3 月 27 日

2 回答年月日

平成 20 年 5 月 27 日

照会から回答までの期間 61 日間

(うち補正に要した期間 32 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成 20 年 10 月 1 日

回答から公表までの期間 127 日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

申出者より回答の公表時期延期の希望があり、その理由について検討したところ妥当であったため、これを認めた。

4 照会内容の概要

日本で原料の樹脂を溶融し、糸状に成形した釣糸の原糸を中国で小巻にし、包装・箱詰めして日本で販売することを予定している。

中国における小巻作業、包装・箱詰め作業の前後で当該釣糸の品質、性能に変化は生じず、これらの作業が実質的な変更をもたらす行為とはいえないので、当該製品の包装容器に「MADE IN JAPAN」の表示をすることは不当景品類及び不当表示防止法上問題ないと思えるがどうか。

5 回答内容の概要

本件製品の原産国は日本であり、当該製品の包装容器に「MADE IN JAPAN」と表示すること自体は直ちに景品表示法上問題となるものではない。

なお、本回答に際して判断の基準となった事実に変更が生じた場合、その他本回答を維持することが適当ではないと認められる場合には、文書により本回答の全部又は一部を撤回することがある。この場合は、このような撤回をした後でなければ、本件相談の対象とされた行為について、法的措置を採ることはない。

6 担当局課名

経済取引局取引部消費者取引課（現在、同課の業務は消費者庁表示対策課に移管）

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

金融商品取引法第2条第8項第10号に掲げる私設取引システムについて

1 照会年月日

平成20年6月6日

2 回答年月日

平成20年6月19日

照会から回答までの期間 13日間

(うち補正に要した期間 0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成20年6月20日

回答から公表までの期間 1日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

インターネットオークションシステムによる不動産信託受益権の売買の媒介は、金融商品取引法第2条第8項第10号に掲げる私設取引システム(以下、「PTS」という。)に該当し、同法30条に規定する認可及び同法第31条第4項に規定する変更登録が必要かという照会。

5 回答内容の概要

照会者が行おうとする行為は、PTSに該当せず、金融商品取引法第30条に規定する認可及び同法第31条第4項に規定する変更登録は必要ない。

6 担当局課名

監督局証券課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

兄弟会社間の貸付について

1 照会年月日

平成 20 年 5 月 29 日

2 回答年月日

平成 20 年 6 月 26 日

照会から回答までの期間 28 日間

(うち補正に要した期間 0 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成 20 年 7 月 1 日

回答から公表までの期間 5 日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

兄弟会社に対して貸付を行うことは、貸金業法第 2 条第 1 項に規定する「業として行う」貸付に該当しないことから、同法第 3 条第 1 項に定める貸金業登録を受けなくてもよいかという照会。

5 回答内容の概要

照会のあった事例について、照会者が行う行為は、貸金業法第 2 条に規定する貸金業に該当し、同法第 3 条に規定する登録の必要がある。

6 担当局課名

監督局総務課金融会社室

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

前払式証券の発行の業務に関する報告書について

1 照会年月日

平成 20 年 7 月 14 日

2 回答年月日

平成 20 年 10 月 3 日

照会から回答までの期間 81 日間

(うち補正に要した期間 0 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

当庁の所管でない法令にも関連した照会であったため、内部検討に相当の時間を要したため

3 照会・回答内容の公表年月日

平成 20 年 10 月 3 日

回答から公表までの期間 0 日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

有効期限又は使用期限を記載することなく発行した商品券（以下、「対象券」という。）について、有効期限を付した代替の前払式証券への無償交換に5年間応じることとし、その期間が経過した後に到来する基準日における対象券にかかる金額を、消滅時効によってもはや「代価の弁済に充てられなくなった額」と解釈して、直前の基準日未使用残高から控除した金額を発行報告書に記載しても、前払式証券の規制等に関する法律第34条第5項の規定に該当することにはならないかという照会。

5 回答内容の概要

対象券にかかる未使用残高を基準日未使用残高から控除することは、対象券の消滅時効が完成しているとすれば可能であり、控除後の基準日未使用残高を発行報告書に記載したとしても、前払式証券の規制等に関する法律第34条第5項の規定に該当することにはならない。

6 担当局課名

監督局総務課金融会社室

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

インサイダー取引における子会社の範囲について

1 照会年月日

平成 20 年 12 月 15 日

2 回答年月日

平成 20 年 12 月 25 日

照会から回答までの期間 10 日間

(うち補正に要した期間 0 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成 20 年 12 月 25 日

回答から公表までの期間 0 日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

有価証券報告書の「関係会社の状況」欄に「連結子会社」として名称が記載されず、「重要性の乏しい関係会社」であることを理由として「その他連結子会社」の社数に含める形でのみ記載され、かつ、その他の箇所においても名称が記載されていない会社は、金融商品取引法第 166 条 5 項に定める「子会社」には該当しないと解されることから、照会者の役員等は、当該会社に関する未公表の事実であって同法 166 条 2 項 5 号に掲げる事実該当するものを知って、照会者の自己株式を取得することは、インサイダー取引に該当しないかという照会。

5 回答内容の概要

有価証券報告書の記載が適切に行われているとの前提の下、照会にあるような会社は、金融商品取引法第 166 条 5 項に定める「子会社」には該当しないものと解される。

6 担当局課名

総務企画局市場課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

銀行代理業について

1 照会年月日

平成 20 年 6 月 11 日

2 回答年月日

平成 20 年 6 月 30 日

照会から回答までの期間 19 日間

(うち補正に要した期間 0 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成 21 年 2 月 2 日

回答から公表までの期間 217 日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

先行者利益が害されるおそれがあるとの申出を受け、システムの作成及び試験に必要な期間について公表を延期したものの。

4 照会内容の概要

広告掲載兼事務処理事業 (Web サイト上で銀行の取扱う貸付商品に関する広告を掲載し、資料請求等を銀行に取次ぐ等の事務処理サービス及び当該事務処理に係るシステムを銀行に提供)、並びに融資シミュレーションサービス事業 (利用者の属性情報や財務情報などを銀行に取次ぎ、銀行からの一般的な借入れの適正性に係る回答を利用者に取次ぐために必要なサービス及びシステムを提供) は銀行代理業に該当するの
かという照会。

5 回答内容の概要

照会のあった各事業については、銀行法第 2 条第 14 項に規定する銀行代理業に該当しない。

6 担当局課名

監督局銀行第一課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

美容師法第6条について

1 照会年月日

平成20年9月8日

2 回答年月日

平成20年10月27日

照会から回答までの期間 49日間

(うち補正に要した期間 24日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成20年11月14日

回答から公表までの期間 18日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

美容師法に基づく美容師資格を持たない者が、まつ毛エクステンションの施術を業として行うことが可能か。

5 回答内容の概要

まつ毛エクステンションの施術は美容の業にあたる。

6 担当局課名

健康局生活衛生課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

原子力発電所（敦賀発電所2号炉）について、浦底断層を横断しないように新放水路を設置する行為

1 照会年月日

平成20年7月17日

2 回答年月日

平成20年7月25日

照会から回答までの期間 8日間
(うち補正に要した期間 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成20年7月28日

回答から公表までの期間 3日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第23条第2項第5号の原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に該当するか。

5 回答内容の概要

基本設計ないし基本的設計方針を変更するものではなく、設置許可の範囲を超えるものではないため、法第26条第1項の手続が必要なケースには該当しない。

6 担当局課名

原子力安全・保安院 原子力発電安全審査課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

原子力施設（柏崎刈羽原子力発電所 1号炉、5号炉）について、新潟県中越地震により損傷を受けた補機放水路の補修工事の実施

1 照会年月日

平成 20 年 11 月 14 日

2 回答年月日

平成 20 年 11 月 20 日

照会から回答までの期間 6 日間
(うち補正に要した期間 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成 21 年 12 月 11 日

回答から公表までの期間 21 日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 23 条第 2 項第 5 号の原子炉施設の位置、構造及び設備を変更する事項に該当するか。

5 回答内容の概要

基本設計ないし基本的設計方針を変更するものではなく、設置許可の範囲をこえるものではなく、照会のあった件は法第 26 条第 1 項の手続が必要なケースに該当しない。

6 担当局課名

原子力安全・保安院 原子力発電安全審査課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

クリアランス対象物である放射性廃棄物を保修点検建屋に運搬し、クリアランス行為を実施する

1 照会年月日

平成 21 年 3 月 6 日

2 回答年月日

平成 21 年 3 月 23 日

照会から回答までの期間 17 日間

(うち補正に要した期間 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成 21 年 3 月 25 日

回答から公表までの期間 2 日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

標記の事象が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 23 条 2 項第 5 号「原子炉及びその附属施設の位置構造及び設備」の変更に該当するか。

5 回答内容の概要

照会のあった事象は、法第 26 条 1 項の手続が必要なケースには該当しない。

6 担当局課名

原子力安全・保安院 原子力発電安全審査課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

宅地建物取引業法第2条第1号、第35条第1項、第65条第2項第2号の適用の有無について

1 照会年月日

平成20年6月17日

2 回答年月日

平成20年7月15日

照会から回答までの期間 28日間

(うち補正に要した期間 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成20年7月16日

回答から公表までの期間 1日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

宅地建物取引業者が駐車場の賃貸の媒介業務を行った場合、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を行うことが必要か。

5 回答内容の概要

駐車場は原則として宅地又は建物には該当せず、またその契約は、駐車スペースを利用する権利の設定に関する契約として行われる場合が多いため、当該契約の媒介をする行為には、宅地建物取引業法の適用がない。ただし、用途地域内の土地であって、道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられているもの以外のものを駐車場として使用する場合において、土地の賃貸借契約として締結されるとき、又は立体駐車場の建物全体の貸借契約として締結されるときは、当該契約の媒介する行為には、宅地建物取引業法の適用がある。

6 担当局課名

総合政策局不動産課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

建設業法第26条第1項の主任技術者の配置、同法第22条第3項の一括下請負の禁止の例外について

1 照会年月日

平成20年8月25日

2 回答年月日

平成20年9月22日

照会から回答までの期間 28日間

(うち補正に要した期間 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成20年9月22日

回答から公表までの期間 0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

建設業者が発注者の書面による承諾を得て一括下請負に付す場合に、当該建設業者が主任技術者を配置しないことは建設業法第26条第1項に違反することになるのか否か。

5 回答内容の概要

照会のあった事実については、照会法令の適用対象となる。

6 担当局課名

総合政策局建設業課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

建設業法第3条第6項の許可及び第1項の軽微な建設工事について

1 照会年月日

平成20年8月25日

2 回答年月日

平成20年9月22日

照会から回答までの期間 28日間

(うち補正に要した期間 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成20年9月22日

回答から公表までの期間 0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

一般建設業の許可を受けた建設業者が、当該許可に係る建設業について一つの営業所が特定建設業の許可を受けた際に、当該営業所以外の営業所が一般建設業としての営業を続けることは建設業法第3条第6項に違反し、他の営業所が軽微な建設工事のみを請け負うことは同法第3条第1項に違反するか否か。

5 回答内容の概要

照会のあった事実については、建設業法第3条第6項の適用対象となり、同法第3条第1項の適用対象とならない。

6 担当局課名

総合政策局建設業課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

建設業法第3条第1項の許可について

1 照会年月日

平成20年8月25日

2 回答年月日

平成20年9月22日

照会から回答までの期間 28日間

(うち補正に要した期間 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成20年9月22日

回答から公表までの期間 0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

一つの営業所について建設業の許可を取得した場合、当該建設業者の許可を受けていない事務所が許可を受けた業種に関して軽微な建設工事を受注することは建設業法第3条第1項に違反することになるのか否か。

5 回答内容の概要

照会のあった事実については、建設業法第3条第1項但書の適用対象とならない。

6 担当局課名

総合政策局建設業課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

宅地建物取引業法第 47 条第 3 号、第 65 条第 2 項第 2 号、第 66 条第 1 項第 9 号、第 81 条第 2 号の適用の有無について

1 照会年月日

平成 20 年 9 月 24 日

2 回答年月日

平成 20 年 10 月 22 日

照会から回答までの期間 28 日間

(うち補正に要した期間 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成 20 年 10 月 23 日

回答から公表までの期間 1 日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

宅地建物取引業者である買主の媒介業者が、買主の支払うべき手付を立て替えて、後に買主から償還を受けることが、宅地建取引業法第 47 条第 3 号の「手付けについて貸付けその他信用の供与をすることにより契約の締結を誘引する行為」に該当し、宅建業法 65 条第 2 項第 2 号（業務停止命令処分）、第 66 条第 1 項第 9 号（免許取消処分）、第 81 条第 2 号（刑罰）が当該宅建業者に適用されることになるのか否か。

5 回答内容の概要

照会のあった事実については、照会法令のうち、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 65 条第 2 項第 2 号及び第 66 条第 1 項第 9 号の適用対象となる。なお、同法 81 条第 2 号については罰則に係る条項であり、その適用の有無については、行政機関として回答できない。

6 担当局課名

総合政策局不動産課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

航空法第 100 条第 1 項又は同法第 123 条第 1 項の許可について

1 照会年月日

平成 20 年 12 月 11 日

2 回答年月日

平成 21 年 1 月 9 日

照会から回答までの期間 29 日間

(うち補正に要した期間 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成 21 年 1 月 9 日

回答から公表までの期間 0 日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

航空機を共同保有して利活用する場合に、その共同保有の形態、出資の形態又は行為の別により、それぞれ航空法第 100 条第 1 項又は同法第 123 条第 1 項の許可を受ける必要があるかどうかについての照会。

5 回答内容の概要

判断の基礎となる事実関係についての情報が不足しており、回答困難である。
なお、許可の必要性については、共同保有の形態、出資の形態又は行為の別により一律に回答をすることは困難であり、個別判断となる。

6 担当局課名

航空局監理部航空事業課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

建設業法第3条第1項の許可、第22条第1項の一括下請負、第28条第1項第2号、同条同項第4号、同条同項第6号の監督処分、第47条第1項第1号の罰則規定について

1 照会年月日

平成21年2月27日

2 回答年月日

平成21年3月27日

照会から回答までの期間 28日間

(うち補正に要した期間 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成21年3月27日

回答から公表までの期間 0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

建設業者が受注した建設工事の一部を他の建設業者に下請に出す際に、包括的に代理権を付与された下請業者の代理人が介在することは建設業法第22条第1項の一括下請負の禁止に違反し、当該代理人の行為が同法第28条第1項第2号に該当し、当該代理人が同法施行令第1条の2で定める金額以上の契約に介在する場合に同法第3条第1項の建設業の許可を必要とするか否か。

5 回答内容の概要

照会のあった事実については、照会法令のうち第22条第1項並びに第28条第1項第2号及び第4号の適用対象とはならない。また、同法第47条第1項第1号については罰則にかかわる条項であり、その適用の有無については行政機関として回答できない。その他の照会法令については、判断となる事実関係に関する情報が不足しているため、回答することは困難である。

6 担当局課名

総合政策局建設業課